

(目的)

第1条 この規程は、日本文理大学（以下「本学」という。）において研究を遂行するにあたり、研究者として遵守すべき倫理基準を定め、研究が科学的及び社会的に照らし適切な方法で遂行され、社会からの信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価に至るすべての過程における行為、決定及びこれらに付随する全ての事項をいう。
- (2) 「研究者」とは、本学の教員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、大学院学生、学部学生（以下「学生等」という。）、または、本学の職員であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

(研究者の倫理及び責務)

第3条 研究者は研究に際し、次の事項を遵守する。

- (1) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはならない。
- (2) 他の国・地域の文化、伝統、価値観、規範等を尊重し、また、性別、人種、思想、宗教などによる差別を行ってはならない。
- (3) 我が国の法令及び学園の諸規程等のほか、国際的に認められた条約、規範、規約、条例等を遵守しなければならない。
- (4) 研究活動の際には、本学の利害関係と相反する事態の発生を回避するよう努めなければならない。
- (5) 共同研究者、研究協力者、研究支援者等を自分と対等な人格として尊重しなければならない。特に学生等に対し、不当な取り扱いや不利益を被らせないよう十分な配慮をしなければならない。
- (6) 真理の探求に従事する者として、不正な手段により研究活動やその成果を歪曲してはならない。
- (7) 本学で実施する研究倫理教育に関する研修等を受講しなければならない。

(研究費の適切な運用)

第4条 研究者は、研究費が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、その他の団体からの助成金、寄付金等から提供されていることに鑑み、研究費を適正かつ効率的に運用しなければならない。

(資料・情報・データ等の利用及び管理)

第5条 研究者は、研究成果が再現できるよう、研究のために収集または生成した資料・情報・データ等の滅失・漏洩・改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等を、一定期間保存・保管し、必要な場合は開示しなくてはならない。ただし、関係法令又は学園の諸規程等に保存期間の定めのある場合はそれに準じるものとする。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者は、人の行動・環境・心身等に関する個人の資料・情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から当該の資料・情報・データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、学校法人文理学園個人情報保護規程に基づき、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の活動において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第8条 研究者は、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令、

学園の諸規程及び取り扱い要領等を遵守し、最終処理まで責任を持って安全管理に努めなければならない。

(研究成果の公表)

第9条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するために、研究成果を公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため、公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

2 他者の研究成果を引用する場合は、適切な表現を心がけなければならない。不適切な引用、引用の不正確さ・不備、誇大な表現や誤解を招く表現などは、不正行為とみなされることを認識すること。

3 共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表・利用に際しては明確な同意を得なければならない。

4 公表に際しては、既存の権利や先行研究に十分な注意を払い、各研究組織、研究分野、学会及び学術誌等の固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

(他者の業績評価・検証)

第10条 研究者が、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価・検証に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準・審査要綱等に従い、公正な判断に努めなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を、不正に利用又は漏えいしてはならない。

(本学の責務)

第11条 本学は、研究者の研究倫理意識を高めるために、必要な啓発活動、研究倫理教育を定期的実施する。

2 本学は、この規程の運用を実効あるものとするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講じるものとする。

3 本学は、研究に対して不当または不公正な扱いを受けたものからの苦情、相談等に対応するものとする。

4 前3項の目的を達成するため、日本文理大学研究倫理委員会を設置する。

5 日本文理大学研究倫理委員会に関する事項は別に定める。

(研究倫理教育責任者)

第12条 研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置き、学部長をもって充てる。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、大学事務本部産学官民連携推進担当が取り扱う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月26日から施行する。